

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成三十年十一月三十日から同年十二月十三日までの間縦覧に供します。

平成三十年十一月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
農事組合法人多集落 営農組合	磯城郡田原本町	磯城郡田原本町大字矢部三六二番ほか六筆
玉田 義次	五條市	五條市丹原町三五八番一ほか三筆
山岡 悦昭	宇陀市	宇陀市大宇陀五津一七七番ほか三筆

二 申請年月日

平成三十年十一月十九日